

新旧対照表

○令和6年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第2 募集人員</p> <p>区分A 80名</p> <p>区分B 80名</p> <p>合計 160名</p> <p><u>インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査（以下「追検査」という。）の募集人員を含む。追検査の募集人員は別に定める。</u></p> <p>第6－3 合格候補者の決定</p> <p>九段中等教育学校長は、次の(1)から(4)により合格候補者を適切に決定する。</p> <p>なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。</p> <p><u>追検査における合格候補者の決定については別に定める。</u></p> <p>(1) 募集区分（区分A、区分B）ごとに、<u>募集人員から追検査の募集人員を減じた人員</u>に相当する人員まで、総合成績の順（以下「総合順位」という。）により合格候補者を決定する。</p> <p>(2) 上記（1）で区分A（区分B）が<u>充足</u>しない場合は、区分B（区分A）の合格候補者となっていない者から、総合成績の順により、<u>募集人員から追検査の募集人員を減じた人員</u>まで充足する。</p> <p>(3) 募集人員に対して不足のないように入学者を決定するため、募集区分ごとに、合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。</p> <p>(4) 上記（3）で区分A（区分B）が<u>充足</u>しない</p>	<p>第2 募集人員</p> <p>区分A 80名</p> <p>区分B 80名</p> <p>合計 160名</p> <p>第6－3 合格候補者の決定</p> <p>九段中等教育学校長は、次の(1)から(4)により合格候補者を適切に決定する。</p> <p>なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。</p> <p>(1) 募集区分（区分A、区分B）ごとに、<u>募集人員</u>に相当する人員まで、総合成績の順（以下「総合順位」という。）により合格候補者を決定する。</p> <p>(2) 上記（1）で区分A（区分B）が<u>募集区分ごとの募集人員に達</u>しない場合は、区分B（区分A）の合格候補者となっていない者から、総合成績の順により、<u>募集人員</u>まで充足する。</p> <p>(3) 募集人員に対して不足のないように入学者を決定するため、募集区分ごとに、合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。</p> <p>(4) 上記（3）で区分A（区分B）が<u>募集区分ご</u></p>

<p>場合は、(2)の例による。</p> <p>第13 特別措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 検査日当日に、前記(2)なお書に該当する者又は学校保健安全法第19条により小学校長が出席停止の措置を行った者等、九段中等教育学校を受検することができなかった者のうち、希望する者に対して追検査の措置を行う。追検査の詳細は別に定める。</p>	<p><u>との募集人員に達</u>しない場合は、(2)の例による。</p> <p>第13 特別措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>
--	---